

令和元年

筑前町議会基本条例の検証（評価）

（対象期間：平成27年2月1日～平成31年1月31日）

筑前町議会

# 令和元年 筑前町議会基本条例の検証（評価）

## 1 議会基本条例の検証の目的

筑前町議会（以下「議会」という。）は、筑前町長とともに、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため、二元代表制のもと、筑前町民（以下「町民」という。）の負託に応え、町民の福祉の向上のため活動するものである。議会は、町民の意思を代弁する合議制機関であることから、自らの創意と工夫によって町民と協働のまちづくりを推進していかなければならない。

このため議会は、積極的な情報の公開、議員の自己研さんと資質の向上、公平・公正と透明性を保ちつつ、町民に開かれた議会及び町民に信頼され、存在感のある議会を目指すためにこの議会基本条例を定めた。

議会基本条例の第18条第1項には、「議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検証するものとする。」と見直し手続きを明記している。平成31年2月1日から議会が新体制になったことを受け、議会運営委員会において検証を重ね、その結果を公開し、町民に信頼される議会をめざす。

## 2 評価の基準

- (1) 期間 平成27年2月1日から平成31年1月31日まで
- (2) 対象 議会活動および議会運営の状況
- (3) 方法 議会運営委員会において検証後、議会全員協議会にて検証
- (4) 評価 A：十分達成された  
B：概ね達成された  
C：今後努力を要する  
D：評価の該当なし

### 3 筑前町議会基本条例の検証内容

A：十分達成された B：概ね達成された C：今後努力を要する D：評価の該当なし

条文	項目	実施状況	前回	今回	評価の理由・意見等
第2条 議会の活動原則	(1)公正性・透明性・信頼性を重んじた町民に開かれた分かりやすい議会運営を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年2月1日臨時議会で正副議長の所信表明を前回から継続して実施。</li> <li>議会開催の周知を実施。 (議会日より、町広報誌、HP、庁舎1階案内板等に掲示)</li> </ul>	A	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>正副議長選挙の所信表明はできている。</li> <li>町民の傍聴がまだ少なく、周知徹底の改善の余地あり。</li> <li>インターネット等を活用して、定例会等の動画配信を必要がある(現在計画中)。</li> </ul>
	(2)正副議長の選出にあたり、本議会においてそれぞれの職を志願する者に対して所信表明をする。				
	(3)町民の多様な意見を的確に把握し、町民参加の機会の拡充。	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体との意見交換会を積極的に取り組み、意見や要望等を聴取した。</li> <li>意見交換会の意見を元に、一般質問で政策提言を行った。</li> </ul>	C	C	<ul style="list-style-type: none"> <li>各種団体との意見交換会等について、幅広くその他の団体との交換会も行った方が良いのでは。</li> <li>議会報告会を開催し町民の意見の把握に努めているが、参加者が少なくなっている。</li> <li>多くの団体との意見交換会は実施しているが“テーマ”を定めて行う必要がある。</li> <li>住民の声を反映させるため、意見を議会で調整し、一般質問、条例制定、提言につなげる必要がある。</li> </ul>
	(4)前号の把握した意見をもとに政策提案の充実強化。				
	(5)町民本位の立場から、町政運営に対する監視及び評価。	<ul style="list-style-type: none"> <li>健全財政に努めているか、活発に質疑、意見を述べて監視を行った。</li> </ul>	B	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算委員会において、積極的な意見、質問等により町政運営に対する監視が概ねできている。</li> <li>一般質問通告書は町民に分かりやすい文章になっていて傍聴の意欲を高めている。</li> <li>傍聴に来ていただくために、報告会・意見交換会の時に傍聴等のお願いを行う。</li> </ul>
	(6)町民の傍聴に関し、議案の審議に用いる資料等を提供し、町民の傍聴の意欲を高める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>傍聴者には会議資料を配布。</li> <li>一般質問通告書は、町民に分かり易い文章・内容となるように努めた。</li> </ul>			
第3条 議員の活動原則	(1)議会が言論の府であり及び合議制機関であることの認識、議員相互の自由な討議を重んじる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定例会が無い月に全員協議会を開催。</li> <li>全員協議会でテーマにより自由討議を実施。</li> </ul>	C	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由討議は議会全員協議会で一部導入しているが本会議や委員会に導入するには、今後先進市町村の例を参考し取り組んで行く事が課題である。</li> <li>各種会合に出席し議会の直近状況を報告するとともに、各方面から意見を聞く必要がある。</li> <li>議員研修に積極的に参加することにより、他市町村の議員との交流が生まれ自己の意識改革につながる。</li> <li>政務活動費を導入活用して、議員個々が様々な研修を受けて、自己研さんを図るべきである。</li> </ul>
	(2)町政の課題全般について、多様な意見を的確に把握する。				
	(3)自己の能力を高め不断の研さんにより、町民の代表としてふさわしい活動をする。				
	(4)一部団体及び地域に偏ることなく、町民全体の福祉の向上を目指して活動する。				

A：十分達成された B：概ね達成された C：今後努力を要する D：評価の該当なし

条文	項目	実施状況	前回	今回	評価の理由・意見等
第4条 町民参加及び町民との連携	(1) 議会の活動に関する情報公開を徹底し、町民に対する説明責任を十分に果たす。	・議会広報を年4回発行、HP等にて議会広報・会議録を公表。	C	B	・議会広報誌や、議会報告会・各種団体との意見交換会等において、活動報告ができています。
	(2) 議会は、常任委員会及び議会運営委員会及び特別委員会を原則公開する。	・常任委員会、議会運営委員会、特別委員会は原則公開だが傍聴がなかった。		C	・傍聴があるのは本会議のみであり、町民に周知徹底されていない。
	(3) 議会は、請願及び陳情を政策提案と位置づけ、請願の審議においては、提案者の意見を聴く機会を設ける。	・審議は付託委員会にて提案者及び紹介議員・担当部署の意見を聴いて審査を行った。		A	・各常任委員会において請願・陳情の的確な審査ができています。
	(4) 議会は、町民及び町民全体の意見収集に努め、議会及び議員の政策立案能力を強化し政策提案の拡大を図る。	・議会報告会・各種団体の意見交換会及び懇親会等は継続して実施。		B	・政策立案につながる情報収集はできているところも見受けられるが、提案能力の強化が求められる。
	(5) 議案に対する各議員の態度を議会広報で公表し、議員活動に対して町民の評価が的確にされるよう情報の提供をする。	・本議会における賛否は議会広報に記載し公表。 ・討論の要旨は議会広報に掲載。		C	・議会広報で賛否は公表しているが、それに対する具体的な住民評価はできていない。
	(6) 前項の目的を達成するため、少なくとも年一回議会報告会を開催する。	・議会報告会は、基本条例の制定時（平成24年）より毎年実施。		B	・議会報告会は行っているが、全体的な参加者の増と内容の改善が必要であり、次回開催に向けて実施方法を検討する必要がある。
第5条 町長等並びに議会及び議員の関係	(1) 本議会における議員と町長等執行機関及びその職員の質疑応答は一問一答で行う。	・本会議の審議の質疑応答は一問一答で実施。	B	B	・個々の議員の質問スキル向上に努め、論点・争点が明確でわかりやすい質問となっていない。
	(2) 本議会及び委員会への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して議長又は委員長の許可を得て反問することができる。	・反問権の行使は平成25年12月議会において1回行使された。			・反問があった場合にも、適切に対応出来るように議員個々の研さんを行っていく。 ・今後更に議論を白熱させるために議員自身の努力が必要。

A：十分達成された B：概ね達成された C：今後努力を要する D：評価の該当なし

条文	項目	実施状況	前回	今回	評価の理由・意見等
第6条 町長による政策等の形成過程の説明	(1)政策等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業や重要な施策に対しては、事前に全員協議会で報告・説明を受けた。</li> <li>・議会への情報提供を議会全員協議会などで積極的に行うように求めている。</li> <li>・説明に不明点があれば、追加資料や説明の機会を求め、内容の確認を行った。</li> </ul>	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民の代表として、納得できる説明を求めていることが重要である。</li> <li>・全員協議会において資料を用いて概ね分かりやすい説明ができています。</li> <li>・用意された類似自治体のデータの説明はあるが、町民目線のデータではない物が見受けられる。</li> <li>・複式簿記による財務書類で説明があり、将来にわたるコスト計算も分かりやすい。</li> </ul>
	(2)策定に至るまでの経緯				
	(3)他の自治体の類似する政策との比較検討				
	(4)町民参加の実施の有無とその内容				
	(5)総合計画基本構想との整合性				
	(6)関係法令及び条例				
	(7)財源措置				
	(8)将来にわたるコスト計算				
	(9)その他議会が必要と認めた事項				
第7条 予算及び決算における説明資料	(1)予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて施策別又は事業別の説明資料を提出するように町長に求める。	・事前に必要な資料を提出してもらい、全議員による予算・決算審査特別委員会において各課から主要施策の説明を受けた。	C	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算説明資料については、更なる充実が必要であり、特に新規事業については、目的・積算根拠等に関する資料を求めていく必要がある。</li> <li>・予算・決算特別委員会資料において、将来の複数年を見据えた資料により説明がある。</li> </ul>
第8条 議決事件の追加	(1)筑前町総合計画における基本構想及び基本計画の策定、変更及び廃止	・平成27年12月3日議員発議により、議会の議決事件に「基本計画の策定、変更及び廃止」を追加した。	C	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・追加するものがないか、随時点検・精査を行っていく必要がある。</li> <li>・基本構想、基本計画など、行政の根幹となる計画を追加して重点化ができています。</li> </ul>
第9条 自由討議による合意形成	(1)本議会及び委員会において審議し、結論を出す場合、議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全員協議会での自由討議は導入しているが、まだ形になっていない状態。</li> <li>・本会議・委員会はまだ自由討議は行っていない。</li> <li>・議会運営委員会には総務課長の出席を求めている。</li> </ul>	B	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員会での熟議はなされているが、全員協議との連携を図る必要がある。</li> <li>・自由討議や討議の方法など、議会運営に関する調査研究が必要。</li> <li>・予算・決算委員会では、執行部の同席を最小限に留めているが、本会議では執行部全員が出席している。</li> </ul>
	(2)議長は、町長等に対する本会議及び委員会への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営。				
	(3)議員は、前2項により議員相互の自由な討議を行い、議案の提出を積極的に行う。				

A：十分達成された B：概ね達成された C：今後努力を要する D：評価の該当なし

条文	項目	実施状況	前回	今回	評価の理由・意見等
第10条 委員会の活動	(1) 所管する事務について積極的な調査研究を行い、政策提案を行うよう努める。	・各委員会では所管事務調査や現地視察を行った。 ・議員定数減に伴い、平成27年2月より常任委員会の数を3から2に削減した。	C	B	・各所管課から年度毎の重要施策の報告を受けて、委員会の活動につながっている。 ・委員会が立案する事は少ないので、政策提案をするように努める。
	(2) 参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、専門的又政策的識見等を議会の討議に反映させる。	・実施していない。		C	・参考人・公聴会制度について、議会運営委員会で活用についての検討や研修が必要。
	(3) 年度当初、活動内容について十分な検討を行い、委員会の活動計画を策定する。	・年間計画やテーマを策定した。		B	・全委員により計画・実施・見直しを行い、必要な課題を構築する活動計画の策定が必要。
	(4) 視察を行ったときは、内容を本会議で報告し、関係部署との意見交換の場を設ける。	・視察報告は本会議で行っているが、関係部署と意見交換を行っていない。	D	C	・視察後の所管課との熟議ができていない。担当委員会で所管課との連携が必要。
	(5) 委員会報告を行うときは、委員会審査の内容が町民に対して分かりやすい報告となるように努める。	・議会広報で委員会活動を報告。	C	B	・審査内容の説明を行い委員会としての政策提案を提言するが、わかりやすい報告になるように努める。 ・住民サービスに直結した要望等であれば議会広報等で紹介する。
第11条 議員研修の充実強化	(1) 議員の政策立案能力の向上のため、議員研修の充実強化を図る。	・常任委員会毎でテーマを定めて先進地視察を行い、各専門性を高める研修ができた。	C	B	・議員研修は、更なる充実が必要である。 ・各分野における専門家等の講義及び意見交換会が必要。 ・議会、委員会単位での研修が多いが、個人での研修への参加も積極的に取り組むべき。
	(2) 目的を達成するため、議会は、広く各分野の専門家による議員研修の場を積極的に設ける。	・講師を招き、福祉やこれからのまちづくりにつながる研修会を行った。			
第12条 議会事務局の体制整備	(3) 議会及び議員の政策立案能力の向上のため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化に努める。	・事務局3名体制で監査事務局を兼任している。	B	B	・嘱託職員1名を配置し、事務の効率化を図っている。 ・議員及び事務局の作業を明確にして事務局が円滑に業務できるようにする。
第13条 議会広報の充実	(1) 議会だよりで、議案に対する各議員の態度を公表する等、情報の提供に努める。	・議案に対する議員の賛否を公表。  ・議会活性化委員会において、議会中継配信・タブレットの導入について調査研究を行い、議員全員で協議検討を行った。	B	B	・議会広報は定例会ごとに発行しているが、町民に興味を持って読んでいただけるように、更なる充実を目指す必要がある。 ・議会広報誌は広報活動の一つの手段に過ぎず、もっと広い意味での広報活動を展開して行くべき（ホームページの充実など）。 ・現在、議会動画のインターネット配信を計画している。
	(2) 情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が議会と町政に関心を持つよう議会広報活動に努める。				

A：十分達成された B：概ね達成された C：今後努力を要する D：評価の該当なし

条文	項目	実施状況	前回	今回	評価の理由・意見等
第14条 議員定数	(1)議員定数は、別に条例で定める。	・議員定数については十分に議論を行い、平成31年の1月の改選より16名から14名の2名削減を行った。	C	A	・定数減によって各議員の更なる研さんが必要。 ・2名削減しての議員定数14名は、町の財政規模や類似団体と比較すれば適当だと判断するが、議員個々は住民の声が届きにくくなる事を留意して活動しなくてはならない。
	(2)定数の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状の課題、将来の予測及び展望を十分に考慮する。				
第15条 議員報酬	(1)議員報酬は、別に条例に定める。	・町特別報酬審議会の答申を尊重し、議員定数2名削減後の平成31年4月より報酬月額2万円増となった。	D	B	・全国の町村議会では議員のなり手不足が深刻化しており、当町も懸案される場所である。議員が生業とできる適切な報酬額の確保は必要。
	(2)議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測及び展望を十分に考慮し町特別報酬等審議会の意見を尊重。				
第16条 議員の政治倫理	(1)議員活動に公正性と透明性を確保するため筑前町政治倫理条例を遵守する。	・政治倫理条例に基づき、年1回資産報告を実施。	A	A	・筑前町政治倫理条例を遵守している。 ・福岡県政治倫理条例に準じ、隣接の市町村以上に公表している。 ・本町において議員の資産報告が必要であるか、議論する機会があつていいのでは。
第17条 最高規範性	(1)議会における最高規範であり、議会は、この条例の趣旨に反する、条例・規則等を制定してはならない。	・平成27年1月の改選後、議会基本条例関係の冊子を全議員に配布している。	B	B	・新任議員研修を実施している。
	(2)条例の理念を共有するため、一般選挙を経た任期開始後速やかにこの条例に関する研修を行う。				
第18条 見直し手続き	(1)一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかに、この条例の目的が達成しているかを議会運営委員会にて検証。	平成27年12月3日本会議において、議会の議決事件に「基本計画の策定、変更及び廃止」を追加する条例改正を行った。	C	B	・必要な見直しができている。
	(2)前項の検証による結果に基づいて、条例の改正を含む適切な措置を講じる。				
	(3)この条例を改正する場合は、全議員が賛同する改正案であっても、本会議において、改正理由及び背景を詳しく説明する。				